

鹿 児 島 県 公 報

平成24年10月12日（金）第2846号の3



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）
定 価 送 料 共 1 箇 月 2 ， 6 5 0 円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規

則

○鹿児島県税条例施行規則の一部を改正する規則（※）

（税務課取扱い） 1

規 則

鹿児島県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月12日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第63号

鹿児島県税条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県税条例施行規則（昭和38年鹿児島県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

（控除対象寄附金の範囲）

第14条 条例第23条の2第1項第3号ウの規則で定めるものは、所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（以下「特定寄附金等」という。）のうち、次に掲げるもので、県民の福祉の増進に寄与するものとして知事が指定したもの（以下「控除対象寄附金」という。）とする。

- (1) 県内に主たる事務所以外の事務所のみを有する法人又は団体に対する寄附金
- (2) 知事又は教育委員会の所管に属しない公益信託（公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第1条に規定する公益信託をいう。）の信託財産とするために支出される金銭

第14条の次に次の3条を加える。

（控除対象寄附金の指定の申請等）

第14条の2 前条の規定による指定は、当該指定を受けようとする特定寄附金等を受け入れ、又は受け入れようとするものの申請により行う。

- 2 前項の申請をしようとするものは、別記第54号様式による控除対象寄附金指定申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 前項の申請書には、次に掲げる書類（第4号から第6号までに掲げる書類にあつては前条第1号の寄附金に係る申請をする場合に、第7号に掲げる書類にあつては同条第2号の金銭に係る申請をする場合に限る。）を添付しなければならない。ただし、知事が提出の必要がないと認めた書類については、当該書類の添付を省略することができる。
 - (1) 特定寄附金等であることを証する書類
 - (2) 申請の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書
 - (3) 申請の日の属する事業年度の前事業年度の事業報告書及び収支決算書
 - (4) 法人にあつては、法人の登記事項証明書又はその写し
 - (5) 県内に事務所を有する法人又は団体であることを証する書類
 - (6) 定款、寄附行為又はこれらに準ずる書類
 - (7) 信託行為の内容を示す書類

(8) その他知事が必要と認める書類

4 知事は、第1項の申請があつた場合において、前条の規定による指定をしたとき又は指定をしないこととしたときは、その旨を別記第54号様式の2による控除対象寄附金指定（不指定）通知書により当該申請をしたものに通知するものとする。

5 前条の規定による指定は、第1項の申請があつた日の属する年の1月1日に遡つてその効力を生ずる。

（控除対象寄附金に係る変更等の届出）

第14条の3 前条第4項の控除対象寄附金指定通知書を受けたものは、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに別記第54号様式の3による控除対象寄附金指定申請事項変更等届出書にその事実を証する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1) 当該指定に係る前条第2項の申請書に記載した事項に変更があつたとき。

(2) 当該指定に係る控除対象寄附金が特定寄附金等に該当しなくなつたとき。

（控除対象寄附金の指定の失効及び取消し）

第14条の4 第14条の規定による指定は、当該指定に係る控除対象寄附金が特定寄附金等に該当しなくなつたとき、又は次項の規定により指定を取り消されたときは、その効力を失う。

2 知事は、控除対象寄附金が次の各号のいずれかに該当するときは、当該控除対象寄附金の指定を取り消すものとする。

(1) 県民の福祉の増進に寄与するものと認められなくなつたとき。

(2) 偽りその他不正の行為により当該指定を受けたことが判明したとき。

3 知事は、前項の規定により控除対象寄附金の指定を取り消したときは、別記第54号様式の4による控除対象寄附金指定取消通知書により当該指定に係る第14条の2第4項の通知書を受けたものに通知する。

別記第54号様式を次のように改める。

第54号様式（第14条の2関係）

控除対象寄附金指定申請書	
年 月 日	
鹿児島県知事 殿	<p style="text-align: center;">申請者 主たる事務所の所在地 ふりがな 名 称 ふりがな 代表者氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p>
<p>個人の県民税に係る寄附金税額控除の対象となる寄附金として指定を受けたいので、鹿児島県税条例施行規則第14条の2第1項の規定により申請します。</p>	
指定を受けようとする寄附金又は金銭の種類 （該当する番号に○ をしてください。）	<ol style="list-style-type: none"> 1 所得税法第78条第2項第2号に掲げる寄附金 2 所得税法第78条第2項第3号に掲げる寄附金 3 所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる金銭 4 租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金
県内の事務所の名称及び所在地	
現に行っている事業の概要	
寄附金又は金銭の受入れの目的及び用途	
県民の福祉の増進に寄与する理由	

別記第54号様式の次に次の3様式を加える。

第54号様式の2（第14条の2関係）

控除対象寄附金指定（不指定）通知書		
所在地 名称及び 代表者氏名		第 年 月 日 様 鹿児島県知事 印
年 月 日付けで申請のあつたことについて、鹿児島県税条例施行規則第14条の規定による控除対象寄附金として下記のとおり指定した（指定しない）ので通知します。		
指定の場合	適用年月日	年 月 日
	寄附金又は金銭の種類	
	控除対象寄附金の受入れの目的及び用途	
不指定の場合	指定しない理由	

注 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の定めるところによりこの通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して異議申立てをし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第54号様式の3（第14条の3関係）

控除対象寄附金指定申請事項変更等届出書				
年 月 日				
鹿児島県知事 殿		届出者 主たる事務所の所在地 ふりがな 名 称 ふりがな 代表者氏名 印		
鹿児島県税条例施行規則第14条の3の規定により，下記のとおり届け出ます。				
届 出 の 理 由 〔該当する番号に○をし〕 てください。		1 控除対象寄附金指定申請書に記載した事項に変更があつたため 2 控除対象寄附金が特定寄附金等に該当しなくなつたため		
変 更 の 内 容	事 項	変更前	変更後	変更年月日
	主たる事務所の所在地			年 月 日
	名 称			年 月 日
	代 表 者 氏 名			年 月 日
	県内の事務所の名称			年 月 日
	県内の事務所の所在地			年 月 日
	現に行っている事業の概要			年 月 日
	寄附金又は金銭の受入れの目的及び用途			年 月 日
県民の福祉の増進に寄与する理由			年 月 日	
控除対象寄附金が特定寄附金等に該当しなくなつた理由				

第54号様式の4（第14条の4関係）

控除対象寄附金指定取消通知書		
所在地 名称及び 代表者氏名	第 年 月 日	号 日
様 鹿児島県知事 印		
年 月 日付け 第 号で行った控除対象寄附金の指定については、鹿児島県税条例施行規則第14条の4第2項の規定により取り消したので通知します。		
指定を取り消した 控除対象寄附金	寄附金又は金銭 の種類	
	受入れの目的及 び用途	
取 消 し の 理 由		

注 この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の定めるところによりこの通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して異議申立てをし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところによりこの通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（個人の県民税に係る経過措置）
- 2 改正後の鹿児島県税条例施行規則（以下「新規則」という。）第14条の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成24年1月1日以後に支出する同条に掲げる寄附金について適用する。
- 3 平成25年度及び平成26年度の各年度分の個人の県民税についての新規則第14条の規定の適用については、同条中「同条第3項」とあるのは、「同条第3項及び所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）附則第55条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第8条の規定による改正前の租税特別措置法第41条の18の2第1項」とする。
- 4 この規則の施行の日から平成25年11月30日までの間における新規則別記第54号様式の規定の適用については、同様式中「みなされる金銭」とあるのは、「みなされる金銭又は所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）附則第55条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第8条の規定による改正前の租税特別措置法第41条の18の2第1項の規定により特例寄附金とみなされる支出金」とする。